

障害児通所支援をご利用の皆様

長崎市福祉部障害福祉課長

(公 印 省 略)

長崎市障害児通所支援の支給決定基準の策定について

長崎市では支給決定事務をより公平かつ適正に行うため、障害児通所支援について、以下のとおり支給決定基準を策定しましたのでお知らせします。

今後は、本基準にもとづき、サービス支給決定の調整を進めてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1 対象児童について

障害児通所支援を利用する際は、各種手帳の交付がない場合でも、市が実施する発達検査等において、発達遅延が認められ、早期療育の必要性が認められた場合や当該児童に発達障害の疑いがあり、療育が必要との医師の意見書等(申請前概ね6か月以内に記載されたもの)が提出された場合は、障害児に準じるものとして判断します。

<条件>

児童発達支援	放課後等デイサービス
① 障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)	① 障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)
② 特別児童扶養手当等を受給していることを証明する書類	② 特別児童扶養手当等を受給していることを証明する書類
③児童発達支援事業利用意見書	③放課後等デイサービス事業利用診断書
④総合事務所での健診後に発行する医師の紹介状	※診断書は、新規申請の時と、小4、中1、高1になって最初の更新の時に提出が必要
	④特別支援学級在籍証明書、通級証明書
	※支援学級等から普通学級に変更した場合は、③の診断書の提出が必要

2 支給基準量について

サービスの種類	支給基準量	備考
児童発達支援	10日/月 (ただし、重度障害児のみ当該月—8日/月)	0~2歳まで
	当該月日数—8日/月	3~6歳(就学前まで)
居宅訪問型児童発達支援	10日/月	
放課後等デイサービス	当該月日数—8日/月	
保育所等訪問支援	2回/月	

3 支給基準量を超える場合の取扱い

放課後等デイサービスについては、障害児の状態等に鑑み、以下の例で市が必要と判断した場合、支給基準量を超えて利用を認める場合があります。なお、更新の際にも毎回理由を問い、必要と認めた場合のみとします。(理由書を市に提出してください。)

- ①保護者の休日が2日/週末満で、学童保育や日中一時支援等の他の社会資源が児童の特性になじまない場合
- ②重度の障害児であって、療育が必要と認める場合

なお、以下の理由は、療育が必要な理由とはならないため、支給基準量を超えた日数は認めません。

- ・保護者の一時的な病気や怪我、精神や身体の障害があることで児童を看護できない場合
- ・保護者が常時親族の介護、看護、付添をすることで児童を看護できない場合

4 適用日等

令和8年6月1日以降の決定分から適用します。

以上

詳しくは右の二次元コードから長崎市ホームページへ。
「支給決定基準 長崎市」で検索 📄
※ホームページへの掲載時期は少々遅れる可能性あり



<問い合わせ先>
長崎市福祉部障害福祉課支援係
TEL:095-829-1141(直通)